

大東亞建設民族人口資料ニ。  
昭和十七年三月二十五日

蘭領東印度に於ける和蘭の植民政策

(暫定稿)

厚生省 人口問題研究所



はしがき

本輯は和蘭の東印度に對する植民政策と農業政策を中心として記述したるものにして不取敢假印刷に附し以て部内の参考に資せんとするものなり

昭和十七年三月二十五日

厚生省 人口問題研究所



目次

一	東印度會社時代（一六〇二—一八〇〇年）	一
二	自由主義政策を繞る混乱時代（一八〇〇—一八三〇年）	五
三	強制耕作時代（一八三〇—一八五〇年）	一三
四	自由主義への過渡期（一八五〇—一八七〇年）	一五
五	自由主義時代（一八七〇—一九〇〇年）	一八
六	第二十世紀以後	二七
七	要約	三一

参考文献



一 東印度会社時代（一六〇二年—一八〇〇年）

オランダ東印度会社は一六〇二年に創立せられ、他のオランダ人に喜望峰、マデエラン海峡以内の地域に於ける貿易を禁じ、政府の名に於いて東方の土侯と條約を締結し、要塞を構築し、總督其の他の官吏を任命、かつ軍備を裝備する権利が與へられて居た。然し東印度会社は、元來、單なる貿易を營むために生れた特許会社であつて領主を敬したのではなく、会社一個のみの貿易地盤として香料群島（モルツカ群島）の確保を望んだのである。然し貿易を独占するためには、それだけの兵備を必要とし、土侯と他國人との貿易を禁じて取引を独占するためには、土侯が会社の命令に従はない時には武力によつて強制することも必要であつた。又貿易港には根據地を置く事も必要となり、その根據地を確立せんがためには隣接地域を併合し統治せねばならなかつた。

かくて貿易の独占確保のために領土の拡張は避け難くなつたのである。然し本來東印度会社の目的は香料貿易の独占にあつたから、会社の直接統



一、東印度会社時代（一六〇二年—一八〇〇年）

オランダ東印度会社は一六〇二年に創立せられ、他のオランダ人に喜望峯、マデエラン海峡以内の地域に於ける貿易を禁じ、政府の名に於いて東方の土侯と條約を締結し、要塞を構築し、總督其の他の官吏を任命、かつ軍備を裝備する権利が與へられて居た。然し東印度会社は、元來、單なる貿易を營むために生れた特許会社であつて領主を敬したのではなく、会社一個のみの貿易地盤として香料群島（モルツカ群島）の確保を望んだのである。然し貿易を独占するためには、それだけの兵備を必要とし、土侯と他國人との貿易を禁じて取引を独占するためには、土侯が会社の命令に従はない時には武力によつて強制することも必要であつた。又貿易港には根據地を置く事も必要となり、その根據地を確立せんがためには隣接地域を併合し統治せねばならなかつた。

かくて貿易の独占確保のために領土の拡張は避け難くなつたのである。然し本來東印度会社の目的は香料貿易の独占にあつたから、会社の直接統



治地は貿易の運営と必要な地域即ち根據地バタビヤを中心とした地方、若干の港灣及び香料諸島に過ぎなかつた。十八世紀の中頃に於てジャワは全島オランダの統治下に置かれるに至つたが、この時代に於いても東印度会社が直接統治する地域はジャワの一部に過ぎず、其の他の部分は保護国となし、住民に対する土侯の主權を承認し、会社は單に貢租を取ることで満足した。

東印度会社の収入は当初計畫されたやうに、本來は土侯との貿易による商業利潤である。然るに会社の領土的支配が増加するにつれて収入の主要源泉は貿易から、土侯よりの貢納及び直接支配下にある人民よりの租税に移つた。これらの貢納の納入は現金でなく物品で行はれたのである。原住民も亦強制的賦役を課されたが、之は一種の税金と見做され得る。

いくの如く東印度会社の収入は大部分物で集められ、之等の商品の独占的販賣による商業利潤によつてゐたのである。従つて会社の幹部は利潤増加のためには原住民の疲弊も作物の凋落も全然意に介しなかつた。



右の如く東印度会社時代に於いては、会社の直接統治する地域も少く、原住民と接触することも少かつたために未だ眞の植民政策と名付くべきものはない。この時代、東印度会社が住民に対して如何に苛斂誅求を行つたかを示す二三の例を示さう。

貿易による利潤を増大せしむるためには先づ生産を統制することが必要となつた。例へば丁香はオランダ人渡来前は香料群島で自由に栽培されてゐたが、東印度会社は各領主と條約を結び東印度会社以外には一切丁香を販賣せざることを約さしめた。然るに元来香料群島は丁香其の他の香料を販賣することによりジャワより米を輸入してゐたのに、会社は領主を通じて農民に強制的に丁香を栽培せしめ、その対價として米を與へなかつたため密貿易が絶えなかつた。そこで会社は丁香の栽培をテルナード、アンボイナ西島に限り其の他の島では栽培する事を禁じ、丁香の根を引抜いてしまつた。住民は屢々叛乱を起したが会社は時々根絶隊を派遣して監視した。そしてテルナード、アンボイナ島でも生産された丁香は凡て安い價格



で引取り、過剰に生産された時は焼捨てるを命じた。そればかりでなく、生  
活過剰の香料を減少させるために土侯間に戦争を行はしめ、或はジャワよ  
りの米の輸入を禁止して原住民の人口を減少せしめる等の悪辣な手段を弄  
した。その結果、アンボイナのみでも東印度会社統治の間に人口は十五万  
より五万に減少し、丁香も三百五十万封度より百万封度に減少したといは  
れて居る。

右の如き生産抑制に次いで、商業用農産物を獲得するためこれ等の生  
産が奨励された。例へば十七世紀以来ジャワでコーヒの栽培を奨励し、  
特にバタビヤ附近の直轄地では農民に強制的に栽培せしめた。然しその買  
入価格が低廉なため耕作者は之を嫌ったので種々の罰則を設けて之を強制  
した。かゝる強制裁培はコーヒの外甘蔗其の他についても行はれた。  
右の如き商業的暴政の結果、ジャワの農産生産力は増加したことは否ま  
れないが、やがて強制労働政策を以てしては最早農産生産力を増進し得な  
い段階に達した。



以上の如く東印度会社は特定輸出品農産物の生産を独占するのみにて、従つて土地そのもの、取上げを行つた譯でもなく、原住民の村落社会そのものには直接の干渉を行はなかつた。村落の土地所有の制度についても原則として之を維持したのである。

オランダの蘭領印度統治の特色として挙ぐべきは所謂間接統治の方法を用ひたことで、原住民社会に於ける專政的支配関係を巧に利用し、土侯、直轄地の領主、原住民官吏等に自治を許す一方、之等を通じて住民を採取したのである。かくの如く原住民の慣習、宗教を尊重したので、原住民に対しては一応実状に適つた行政を行つてゐる如き感を抱かしめたのである。

二、自由主義政策を繞る混乱時代（一八〇〇年—一八三〇年）  
一八〇〇年、約二百年に亘る植民地支配の後、巨大なる負債を残して東印度会社は崩解し、東印度の統治は国家が引受けることゝなつた。

会社崩解の原因としては、会社が放漫政策を採用して空配当を續けたこ



△、会社役員の腐敗不正、本国と植民地の連絡不完全等会社機構の衰弱もその一つではあつたが、根本の原因は東印度会社による貿易独占政策、コーヒー、其の他の強制労働政策が却つて農産生産力の増進を阻害するに至つたためである。之と共にイギリスの産業革命によつて資本主義に移りつたあつたイギリスの印度を中心とする東洋政策と対抗し得ざるに至つたことも一因であると見られる。

時恰も歐洲に於いては、一七八九年のフランス大革命を契機として旧制度打破の自由主義の叫びは全歐に蔓延し、一七九五年にはオランダに於いても革命が勃発してゐる。歐洲の動乱時代にジマワは一時英佛の支配下にあつたが、其の後ウィーン會議の結果、再びオランダ王国の復活と共にオランダに返還されたが、一八三〇年に至るまでの東印度の状況は一方に於いて東印度会社以来の伝統を守る保守主義者と他方フランス革命の影響を多分に受けた自由主義者の相互牽制のために統治上混乱不安定の時代を現出した。



自由主義者は「自利こそは人を駆つて勤勉ならしむる唯一の動機である。現在の制度の下に於いてはジャワ人はこの刺戟を奪はれてゐる故に殆ど生産しない。個々の耕作者に自己の耕作の結果に利害を感ずるやうになし、強制労働を廢止しなくてはならぬ。土侯理事官をして住民を働かせる代りに耕作者に土地を渡して、耕作者をして貨幣でなく現物で地租を納めるやうになすべきである。米田は凡てジャワ人に一任し、乾田では生産物に對して適正価格を支拂ふことによつて胡椒やコーヒーを栽植するやうにしなげればならない。荒地はヨーロッパ人や支那人に賣却或いは賃貸した方がよい。さすれば彼等は貨幣でか或いは現物で地代を拂ふであらう」と主張した。

斯様に従来植民政策の中心問題は貿易上の問題であると見做されてゐたのであるが、この時代には問題の中心は植民地は如何にせば最も良く統治し得るかの政治的なものに移つたのである。自由主義的主張に對して保守主義者は「土地の慣習、土地制度の変更は原住民に價値も分らず、又欲し



もしない特権を興へることになり、彼等の現在の生活様式よりも喜ばれたいであらう。更に原住民は熟帯民の常として労働を好まず特にそれはジャワ人に著しいから明かに生産の低下を来すであらうと之に反対した。然し米田をジャワ人に一任し、荒地も改羅巴人や支那人に賃貸賣却すると云ふ主張は後の強制耕作時代に至るまでの植民政策の中心となつたといひ得る。而してある時はそれの強行、更にあるときはその反動としてその修正が行はれたが植民政策の根本問題は今やジャワの土地制度を如何にすべきかに向けられて来たのである。

こゝで我々はオランダ人が未だ殆ど手を融れなかつた時代のインドネシヤ人固有の社会関係を知つて置く必要がある。

当時住民は国王又は領主の主権下に專制的な支配を受けてゐた。土地の所有権は本源的には主権者のみに屈してゐた。個人的な所有権は認められなかつた。然しこのことは必ずしも実験的な土地所有者が主権者であつたことを意味するのではなく、国王及び領主は政治的權力を利用して可



能な限り貢租を取り上げたが、土地そのものを左右することは殆どなかつた。主権者は土地を所有するが故に人民を支配するのではなく、人民を支配し得るが故に土地生産物を收奪したのである。然らば実質的な土地所有者は誰か。インドネシヤ人固有の宗教たる靈魂崇拜教と密接に結びついた慣習法によれば、土地は元来種族に属し、従つて土地は実質的には種族全体のもの或ひは種族の転化したものとしての村落の所有物であると考へられたのである。

後に政府が強制耕作制度を行ひ、エステート農業が農業労働力を徴収する場合にも石の如き専制的支配関係を利用して村落の有力者に前貸しすることにより一般農民を自由に使役し得たのである。然し一方土地の実質的所有者が村落であつたことは十九世紀に於けるオランダの土地政策をして、村落共同体の解体を極力防止するに腐心せしめた理由でもある。

さて自由主義的原理を基調とする農業政策を行ふためには、従来の土侯及び領主の原住民に対する専制的支配関係を破り、村落共同体の共有地制



度を解体して之を西歐的な所有權に移すことが必要である。そこでこの時代に於いては土侯或いは直轄地の領主の統治權を制限或いは廢止し、原住民の自由なる支配を禁止せんとする種々の努力が拂はれたが、然しこれ等の試みは領主等の反対を受けて十分所期の効果を挙げ得なかつたのである。

第二の問題は村落共同体の土地共同を如何に處理するかである。之については凡ての土地を国有とし、村落の首長に土地を賃貸し、更に首長より各耕作者に轉貸する方法を採用したが、之は村落共同体を首長の不正と抑圧によつて苦しめるものであり、良き統治の原理に反するといふ理由で同もなく廢止された。そこで耕作者と政府との間に直接的な小作關係を設けることにした。一方従来の土地所有の慣習によれば、村落共同体の中の農民はその土地を所得してゐたといふ立證が困難である。従つて現実に土地を持ち耕作してゐる者以外で、現実に土地を所有してゐるとの證據を提示し得ないものでも長期に亘つて土地を占有し、耕作を行ひ、一般に良く管理



してゐる者は土地監理へ小作の如き一の権利を有するものと認めるといふ  
便法も設けた。そして租税の代りに地代として收穫の約半分を提供せしめ  
人としたが、ジャワ社会の特殊性を無視し、西政的と土地所有の觀念をそ  
のまま適用せんとしたために結果に於いて失敗し、實際的には土地共有の  
觀念には何等変革を企て得なかつた。その後土地改良を促進する目的で  
共有地を私有地化せんとしたが成功しなかつた。

第三に農業の資本家的經營の發展のために改羅巴人若くは支那人に対す  
る土地提供を如何になすべきかの問題がある。

当時ジャワに於て最も経済的實力を有するものは支那人であつたから、  
無制限に大規模な農業を助成することは不可能であつた。殊に小規模な土  
民の叛乱が絶えなかつたので旧來の慣習特に土地制度を急激に変更するこ  
とは不可能な事情にあつた。

最初日東印度会社時代に支那人に賣却した土地の買戻しも行はれしたが、  
後には財政收入不足補填のために支那人及び歐羅巴人に土地の賣却或ひは



租借あることも認められた。土地を賣却することはジャワに於いては土地の住民に対する領主権の一部も賣却することであり、農民も強制労働より解放せんとする企圖には矛盾した處置であるが、財政々策上已むを得なかつたのである。然るに後には輸出商品の密貿易を取締る目的で個人の企業を抑圧するためには村落の租借を禁止し、既に貸貸又は賣却されてゐる土地についても土地、人民の使用につき一定の制限を設け、従來の土地の貸借はその期間三年を起ゆるを得ざる事とした。

かかる政策の結果、輸出用産物の生産減退を來した。そこで土地貸貸制限を再び撤廢し、エステート農業、殊にオランダ人の資本の導入を奨励した。但し土地の賣買は原住民社会の保護の見地より禁止された。

以上の如くこの時代に於ける植民政策の中心は自由主義原理の導入にあつたといひ得るが、それがもたらす種々の矛盾は解決されず、政府自体も一進一退安定するところがなかつた。この特徴に着目してこの時代を自由主義的政策を続ける混乱不安定の時代といひうる。



三、強制耕作時代（一八三〇年—一八五〇年）

本國に於けるベルギー戦争、南領印度に於いてはジャワ戦争のためにとの財政支出の増大したオランダ国庫は自由主義の主張する国民の富の増大による財政収入の増大と云ふ如き間接的方法を許さざる程緊迫した状態にあつた。ホツシユ總督の所謂強制耕作制度については自由主義者は東印度会社時代への逆転であると非難したが、右の如き時代の要求を満すために生じたる農業政策であつて一八三〇年より約二〇年間の間ともかく国庫収入の増大といふ点に於いては目的を達した。

ホツシユは全ジャワに亘つて藍、甘蔗、コーヒの一定量を生産し、之等を政府に引渡すことを命じ、オランダ商事会社を通じて貿易の独占を計つた。

本制度実施の結果原住人経済には革命的影響を與へたが、輸出用作物並に政府の収入は著しく増加し、本國に対する送金額も莫大なものであつた。



強制耕作制度の反ぼした影響として最も注意すべきことは強制耕作制度の成功が私人のエステート農業開始の端緒を用いたことである。

即ち政治権力により耕作農民に輸出農産物を強制的に栽培し、加工業者の手を通じて国家が收納する方法が或程度成功を見たことは私人企業家をして政治的権力によらずとも、経済的隷属関係を通じて原住民に一定種類の作物を栽培せしめ得る可能性を確信せしめた。殊に強制耕作の場合には栽培と加工行程とは分離してゐたが一定の資本を有する企業家が自ら土地を所有して栽培加工を一貫的に行ひ、之を輸出するならば利益はより大となるであらう。問題は土地とその耕作農民を如何にして自己の経営下に引き入れるかのみである。

果して強制耕作が終を告げるや、オランダ資本家は自らエステートを經營し、利潤を上げることには努力した。

次に強制耕作が原住民の経済生活に如何なる影響を與へたかと云ふ問題であるが、之については地方によつて可成りの差違があつて、一概に論断を下すことは出来ないが、当時、原住民の食料用の米の生産が人口増加率



に及ばなかつたために米飢饉となり、又諸々に暴動が絶え、地方によつては僅か二三年の間に人口が十分の一にも減少したといふ事實によつて見ても、強制耕作がヨーロッパ人に利益を與へたに反し、原住民の福祉は増大しなかつたものと見なければならぬ。

#### 四 自由主義への過渡期（一八五〇年—一八七〇年）

前述の如く、強制耕作制度が南領印度の原住民経済に與へた影響は寧ろ不利なものであつたが、この制度が輸出用農産物の生産を促進したことは否定出来ない。殊にコーヒー、砂糖、藍の生産は飛躍的に増大し、彼のエステート農業生産物栽培の先驅をなし、嘗て香料産地として重要であつた南領印度は今や熱帯産物一般の産地として用ゐられ始めるに至つた。

さて南領印度に於けるコーヒー、藍、砂糖の輸出は一八三〇年以來目覺しい躍進を遂げたが、一八四〇年を境としてその輸出は価格及び数量共に減退を來すに至つた。



この最も根本的な原因は耕作農民に対する賦課が余りに過重であつて農民から勤勞の刺戟を奪つたことと貿易の國家独占擁護の見地よりするエステート農業抑圧のため競争による生産改良の動機が奪はれたことである。

かゝる経済的状態に加へて、一八四八年のフランス二月革命はオランダの自由主義的思想の發展に拍車をかけ、之等二つの事情は、一八五四年の印度統治令として又オランダ植民地政策の上にも反映し、國營栽培を制限して資本家的企業が助成せられるに至つた。

統治令は、東印度統治の原則として、平和的手段により、原住民の幸福を維持しつゝ、本國に物質的利益をもたらすといふ方針を確立したのである。

かゝる一般的政策の变化の結果として、先づ強制耕作制度の制限乃至撤廃が行はれた。

然らば私人農業奨励のために採られた方策は如何であつたか。資本家的企業發達のために必要なる條件は、土地並労働力の獲得を容易ならしむるこ



とと投資を容易ならしむる金融機関を設立することである。

第一の問題については、一方に資本家的農業を助成すると共に、他方原住人の共同体を維持せんとし、之等を如何に調和せしむるかに関して種々の努力が拂はれたが、結局一八七〇年の土地法によつて最終的解決を得た。同法については次第に於いて述べる。

資本家的農業に対する金融に関しては従来オランダ商事会社を通じてなされてきたが、同商事会社のコーヒー其の他エステート農業の金融、或いは砂糖工場への融資が莫大の利益を上げたため、競争者の出現を促し、一九世紀の半ば以後に相次いで三銀行が設立せられ、流動資金のみでなく、不動産金融をも営んだ。之等の銀行は競争的に投資先を求めた結果不健全なる貸出をなすもの多く、一八八三年以後の経済恐慌に際しては農産物価格の暴落のため非常な打撃を受け、破産するもの、支拂停止をなすものを出し、又或ものは発券銀行たるジャワ銀行の非常貸出を受くるといふ有様であつて、この結果之等の金融機関はジャワ銀行、オランダ商事会社の支



取を受けるととなり、これ等の時期以後ジャワに於いても所謂金融寡頭支配が始まることとなつた。

五、自由主義時代（一八七〇年—一九〇〇年）

一八七〇年以後約二〇年間の東印度の根本問題は一八五四年に印度統治令公布以来懸案となつてみた土地問題を解決して資本家的農業に必要な土地及び労働を確保することであつた。

強制耕作制度の行き詰り以来、自由主義思想の發展につれて私人の大規模農業助長策が徹底的ながら採られ来た事は前述の通りである。然し乍ら資本主義的農業成立の第一前提は土地を自由に確保し得ることで行はならない。一八五四年の統治令は借地期間を二十年とし、且つ荒蕪地に限つてゐるために尚資本家にとつて十分とは云へなかつた。一八七〇年の統治令の改正はこの点の改正を目的としたものであつたが、尚その際に於いても原住民経営者の保護に注意が拂はれたことは注目に価する。蓋しイギ



リス程資本主義地に進んで居らず、従つて村落共同体を解体せしめてまでも本国商品の爲めに市場を開発する必要に迫られなかつたこともその一部の理由であるが、コマツクス、ハフエラーの著者デツカー其の他の人道主義者の主張が少からざる影響を及ぼしたといはれてゐる。

そればかりにか一八七〇年の統治令改正によつて農業資本家は土地を政府より永租借する方と原住民より借地することが可能となつたのである。即ち所有権の證明せらるゝ一切の土地は国有地とし、国有地に属する土地の内適当な部分を七十五年間の永租借地として提供することとし、農業資本家に長期の土地貸與の道を開いたのである。然しながら西政的な所有権の觀念はインドネシヤの社会には存在しない故に、法令の條文を字句通りに解釋すれば、インドネシヤ人の凡ゆる土地が国有地といふこととなる。又一方原住民の慣習法を飽く迄重んぜんとせば、村落の範圍内の土地は全部国有地から除外されることとなり、ジャワの如き比較的人口稠密な地方に於いては新たに国有地となる土地はなくなるであらう。



かくて国有地の宣言にも拘らず、国有地の内に政府の自由に處分し得る  
自由国有地と、原住民が何等かの権利をその上に有する故に政府が自由に  
處分し得ない土地即ち不自由なる国有地の區別を認めざるを得なかつたの  
である。

かくの如く、一八七〇年の土地法は實質又は原住民の慣習を著しく尊重  
したものであつて、村落内にある土地、宅地、墓地のみならず村落の支配  
権の及ぶ範囲内の荒地をも農業企業者に賃貸することを禁じられてゐたの  
である。

かくて統治令の改正は農業資本家の立場からは極めて不充分なものであ  
つたが、然しかゝる原住民の慣習の尊重こそ小国オランダをして蘭領印度  
全体を統治せしめ得た一理由であると考へられてゐる。

一八七〇年の統治令の他の重要な点は原住民所有地の非原住民への土  
地の賃貸を一定條件の下に認めたことである。前述の如く永租借地からは  
原住民の権利を有する土地を除外したために農業資本家は實質的には未開



墾地以外の永租借は不可能となつた。然るに未墾墾地の借地は開墾の費用を多額に要する外、農業資本家の必要とする労働力が容易に得られない爲めに、農業資本家は現任人から直接に土地を賃借する方法を選ぶやうになり、之を放任する時は原住民の自足経済を破壊し、ひいては南領印度全体の経済的解体を来す惧れがあつた。

それ故之に何等か適當な規準を與へて兩者の利害を調整する必要が生じたのである。

原住民の所有地の賃貸を認めるとしてもインドネシヤ人の社会では村落共同体が結局に於いて土地の實質的所有者であるから、この土地を農業資本家に賃貸するに際しては、先づ原住民の村落土地共有制度を近代的な所有權に移すことが必要である。大体に於いて當時の原住民の土地支配の形態は世襲的個人占有地と共有地とに大別され、宅地、庭園及び水田の大部分を包括する前者は世襲的權利を認められてゐた。

然し乍ら世襲的個人占有者と雖も村落に対しては一定の義務を有する



点に於いて完全なる所有権と異なる。一八七〇年の統令改正によつてこの占有権を西歐的所有権に移すことを原住民の自由意志に任せるとともに村落に対する義務は依然繼續すべきこととして原住民慣習法を擁護したため占有権を所有権にする企圖は實質上殆ど実現さるゝなかつた。

水田の一部、乾田、森林等は、所謂共有地として個人の占有には屬しないが、定期的に割替される土地と固定的の持分の定まつてゐる土地との別がある。後者は相續出来ないとはいふ点を除き實質的には世襲的個人占有権と異なる。孰れにしても之等の共有地は村民の共有財産であるといふ考へから、一八八五年に至り共有地使用の權利を有する村民の四分の三以上の賛成ある場合には世襲的個人占有地に転化することを承認し、更にそれに所有権を附與することとなして農業家へ讓步した。

次に資本家的農業發展のために必要なる條件は労働力の獲得である。しかしこれはジャワに於いては重大な問題とならなかつた。といふのは私領地に於いては農業企業家は地主であると共に領主であり私領地内の農民と



封建的小作関係にある故に特に農業労働力調達の問題は起らない。又土俣洲に於いても土俣より借地する場合も農業資本家はその借地内の原住人を半強制的に使用し得るものである。原住人より借地する場合は、多くは人口過剰な既耕地であり、その村落内の原住人を賃銀労働者として使用し、資本家は地代と労賃を共に支拂ふ訳である。唯政府より永租借地として借地した場合、多くは人口稀薄な荒地で、その用墾、栽培又は工場労働のため多くの労働力を必要とする。然しこの場合に於いても一般にジャワは人口過剰であり村落に於いて土地を保有しない原住人、又は苦力として移民し来る支那人労働者を使用し得るから農業資本家の経営するエステート農業に対する労働力確保の点ではジャワに関する限り特に重要な政策はとられなかつた。

反之外領に於いては事情は全く異なる。人口稀薄な外領の開発が問題となつたのはスマトラのデリーに煙草プランテーションが出来た一八六三年以後のことであるが、それと共に外領の労働力確保が緊急の問題となつた。



外領に住む農民は農閑期に日雇或いは季節労働者として雇はれることはあつたが、継続的の農業労働者として使用し得る程豊富ではなない。そこで資本家はジマワの原住民又は支那人苦力を契約労働者として輸入してこの問題を解決せんとしたが規則的労働に慣れないジマワ土人を労働せしむるためにはある程度の強制を加へなければならぬ。之を自由に放任せば苛酷なる制裁規定のためにジマワ及び南支那からの農業労働力の移入は減少する惧れがある。そこで政府は健全なる農業企業の発展のために労働条件に于與して労働者保護の政策をとつた。

以上の如き土地政策労働政策の採用の結果として当時既にオランダ本国に於いて十分なる投資先の発見に困難を感じてゐた資本に、植民地投資のための諸障害が除かれることになつた。前時代既に農業金融の機関が作られたことを述べたが一八七〇年以後に於いても重要な農業金融機関が創設された。一八八三年に始まる経済恐慌の結果金融機関の縦断的支配關係所謂金融寡頭支配が確立した。又銀行と企業家との關係も変化し、銀行



のエステート企業家に対する支配力が強化され、銀行は金融資本として生産技術、販賣政策等経営の細部に亘つて干渉するに至つた。一八七〇年にはプランターの利害がインド政策を支配したが、一八八五年以後は資本家の金融的利害がインド政策を支配するに至つたのである。

土地政策、労働政策により保護を與へられ、金融的にも技術的にも改善されたエステート農業がこの時代に大發展をなしたが、然し原住民農業がそれと同じ割合で繁榮に均霑したかは疑はしい。

一方この時代に於いては、原住民農業の保護にも拘らず、原住民の非原住民人に対する借地、エステートに於ける賃労働者の農民の使用、租税の現金拂等は除々にではあるが、自足的な原住民経済を貨幣経済に引き入れ、之を世界経済に朕関せしむるに至つてゐた。

一八八四年の恐慌は欧州人の原住民に支拂ふ地代及び賃銀を減少せしめたのみでなく安栖な商品の流入は原住民の副業収入を減少させる結果となつた。而も政府の租税は恐慌後も軽減されず、ために原住民経済は危機に



瀕した。二十世紀に入るや原住人農業救済の方法を講せざるを得ざるに至  
つたのである。



## 六 第二十世紀以後

東印度会社没落後に於ける蘭領印度の統治政策は強制耕作時代の如き逆転も時にはあったが大體に於て自由主義的政策の發展と稱して差支へない。然し乍ら資本家に完全なる自由を許すことは、西欧とは非常に異なる制度を有する原住民社会の解體を來し、植民地の社会的平和が害はれる惧れがある。植民地社会に於ける平和の維持は植民地に於ける本國植民者の活動に取つて不可缺の要件である。更に植民地が一時的な收穫の対象としてではなく、農業的投資或は本國商品の市場と見做される場合には殊更そうである。それ故原住民の生活を顧慮しつつ、而も植民者の資本家的農業の發展を來す如く兩者の利害を調和しなければならぬ。東印度会社没落以後の植民政策の中心は要するに兩者の利害を如何に調整するかにあつたといひ得るのである。

先に述べた如く蘭領印度に於ける金融資本の寡頭支配が漸次確立されるに従ひ、又ジャワ社会がいよいよ資本主義的機構の中に編込まれて來



るに従って原始的な原住民経済と資本家的な欧羅巴人の経済はその接觸面を拡大し、その利害の対立は益々顕著となった。殊に西欧に於ける社会主義思想がもたらした労働問題、曰露戦争に於ける日本の勝利が促した東洋に於ける国民主義の擡頭は従來の軍事的経済問題と國際的且つ政治的な問題へと拡大したのである。二十世紀に於ける油田開発、ゴム栽培の成功はオランダ以外にイギリス其の他諸外国の資本を吸引したのであるが、之に対応してオランダ資本及び原住民経済権護の点から国家的指導が要請された。又資本主義化の進展は必然的に社会問題を産み、それは植民地独立の運動と聯関し、経済問題は同時に政治的独立の国民主義運動となった。

一八八五年の恐慌の影響を受けて原住民経済の衰退を見たことは既に述べた通りであるが原住民経済の衰退はオランダの産業資本殊に紡績資本にとつても、又ジャワ及び外領に投下せる農業資本家の立場に於ても買入加工する農産品の減少を來すために好ましくない。右の事情は本國



に於ける人道主義思想又は少壯官吏の理想主義によつて支援され、こゝに原住民福祉増進策が強化されるに至つた。

原住民保護のための具体的施策についてはこゝに述べないが、住民の福祉増進のための財政收支の増加、行政機構の改善、農業生産力を高めるための教育指導機関の拡充、農業施設の改良、庶民金融組織の改善、土地政策に原住民経済保護の見地より修正を加へること、労働者保護のための諸方策等が施された。

この結果資本家的農業は尠からざる干渉を受けたのであるが、それにも拘らずそれは却つて資本家的農業の健全なる発達を促し、欧人企業は飛躍的に発展した。二十世紀に入るや蘭領印度の農業は急速に進展し、その量と種類に於て今や蘭領印度は世界市場に重きをなすに至つた。又鉱産物中石油及び錫の開發も大いに進んだ。

欧人農業の一般的飛躍に対して原住民農業の進展並に原住民の経済的福祉は果して理想主義者、人道主義者の満足する如き結果を収め得た。



あらうか。之に關する二三の統計資料は土人經濟が全体として進展を示してゐないことを物語つてゐる。

一九二九年の亞米利加に突発した金融恐慌が未曾有の世界的經濟恐慌にまで發展し、吾國はその影響の下に苦しめられたのであつたが、その影響は殊に蘭領印度に於て甚だしかつた。

その理由は、蘭領印度の經濟が農業中心であり、従つて急速に生産を調節することが困難であること。エステート農業も比較的小資本を以て經營されるもの多く、ために企業の統制が困難なこと。更に蘭領印度竝にオランダ本国の購賣力が十分でなく従つて蘭領印度で生産される商品の世界市場に對する依存度が高いに拘らず、不況時代には諸外国が自國の植民地産業保護の見地より輸入制限策をとつたこと等であつた。更にオランダが永く金本位制を固持したことは蘭領印度の對外競争力を著しく減殺するの結果となつた。

かゝる諸原因により蘭領印度の經濟は深刻な不況に見舞はれたのであ



つたが、之が救済策として種々の措置が採られたこと勿論であつて、結局生産量或ひは販賣数量について政府の統制が必要となつた。之等の統制諸政策に一貫して見らる特色は経営を合理加して生産費を低下せしめ、以て對外的競争力を強化するといふ方向よりも寧ろ生産を消費に適合せしむるための國際的協調に重点が置かれたのである。米価を切下げ、生造必需品の価格を引下げ、労賃或ひは地代を低下せしめ、もつて企業を生産費を切下げ、如きは原住民經濟に重大なる変革を來すものとして到底オランダ植民政策の採用し得ざるところであり、統制政策の基調は飽く迄原住民農業の維持の上にエスレート農業の調和的發展を企図せんとするにあつた。

## 七、要約

之を要するに三百数十年にわたる蘭領東印度植民地が小国オランダを潤し、今日世界の宝庫となつた理由は種々あるであらうが、その内最も重要なものは蘭領印度の自然的條件の極めて恵まれてゐること



ある。然しそれと共にオランダの植民政策が、少なくともその農業政策  
に關する限り一應の成功を納め得たといふことも重要な原因をなしてゐ  
る。今日蘭領印度の主要輸出農産物は、いづれも幾多の栽培上の研究の結  
果その声価を得たものである。熱帯農作物の研究、改善に於てはオラン  
ダ人は世界一であるといはれてゐる。又強制耕作時代以後に於ては外国  
資本の流入を許し、エステート農業の勃興を促してゐる。然し強制耕作  
以後のオランダ植民政策の特色は、原住民經濟の急激なる変革を避けて來  
たといふ点にある。この事が現在六千萬人の人口の食糧自給を略ぼ可能  
にし、更に輸出用作物の生産を盛大ならしめたのである。

蘭領印度經濟の特色は正に自給自足を原住民農業とヨーロッパ人によ  
り經營される營利的なエステート農業及び之等を基礎とする二つの異質  
的な經濟社會の二元的併存である。

然らば、かゝる原住民保護政策は如何なる理由より採られたものであ  
らうか。



その理由の一部はオランダ本国に於ける経済事情にあつた。若しオランダが資本主義的に高度に発展した国であつたならば、農業投資も大規模に行はれ、それに必要な土地及労働力確保のために原住民の村惣経済の解體も更に強行されたであらうし、更に本国商品の販賣市場開拓のためにも原住民の自給経済の解體、原住民の貨幣経済化はより急速に行はれたであらう。然るに前述の如くオランダが植民国として極めて低度の経済的發展しかしてゐなかつた事のために、またその国力なり政治力が微弱であつたために原住民経済解體の必要も少なく、又困難でもあつたのである。而も一方植民地をして本国への経済的寄與をなさしむる必要もあり、世界有数のエステート農業地として發展し、こゝに二つの異質的な社会が互に矛盾しつゝ、久しく共存して來たのである。

尚原住民の自給自足的な経済と資本家的企業との間に介在する華僑の存在は極めて重要である。原住民の民族主義運動が成功しないのばかり運動の母体となるべき中産階級を華僑が占めてゐるからである。とさへい



はれる位にジャワに於ては、商人として流過程に占むる華僑の勢力は大である。オランダ政府が華僑の商業資本、高利貸資本より原住民を保護するのために種々の対策を講じつゝも結局成切しないのは原住民の流通経済が彼等の手に握られ、彼等の手を通じて原住民経済が世界市場への開関が保たれてゐるためである。

オランダの植民政策がイギリスのそれと異なり著しく原住民経済の保護を顧慮し來つたことは屢々述べた通りであるが、今日に於ても農村経済の進展は印度統治政策の根本問題をなすものである。然しそれにも拘らず全体としての農民の経済が今尚ほ極めて原始的にして貧窮してゐることは事實である。

原住民農業の主要作物は勿論食糧生産であり、殊に原住民の主食物米の生産に重点が置かれてゐる。近來灌漑方法が改善せられ、ジャワでは水稻が圧倒的である。水稻の單位面積当り收穫高は陸稻の二倍以上であり又米作は毎數回の收穫が可能であるといはれてゐるが日本内地に比較す



これはその収穫高は遙かに低い。

原住民の農業の中心は食糧生産特に米作である。米に次いで玉蜀黍が重要であるが單位面積当り収穫高は極めて低く欧米の四分の一及至六分の一に過ぎない。

原住民の農業は米作中心であるがこの外輸出用作物も栽培されてゐるしかしその生産方法は極めて原始的であり、政府の積極的指導にも拘らず農業生産力は人口増加に伴はず主食物米に於ても自給不可能の状態であり、玉蜀黍、馬鈴薯、大豆等に於ても、諸外国に比し生産性は寧ろ低い。

原住民の農業生産力の低い原因としては、

(一) 技術的に極めて幼稚であること、(二) ジャワに於ける経営面積が極めて狭少である事、之は原住民の慣習法然に農業政策の結果土地の集中が妨げられ、耕作者にする土地所有が支配的となつてゐる爲である。

(三) 原住民農業の大部分は自家消費を目的として居り、商品化される作物



についても華僑の手を通じるためにその価格は極めて低く、又收穫物を  
擔保とする華僑よりの高利の前借が農産物の価格を引下げる原因となる  
といはれてゐる。

その結果原住民農業者に資本蓄積の余力なく、原住民経済全般を極め  
て沈滞せしめてゐることである。

原住民農業殊に米の生産性を高めて農家経済の改善を計ることはオラ  
ンダ政府の最も若慮してゐるところであるが、ジャワに於ては既に開墾  
し盡されておろため、耕地面積の拡張は困難である。そこでオランダ政  
府は、米の品種改良、灌漑工事の普及、外領への移民、産業組合設立或  
は庶民金融機関の整備によつて之を解決せんとした。

この内外領移民についても一言すれば、ジャワ農民の困窮は結局土地  
に對して人口過剰なためであるから之を労働者としてのみでなく、農業  
者として外領に移民せしめ、そこで米作に従事させることがエスレート  
労働力供給とジャワ人口過剰を救済する一石二鳥の政策となる。政府は



移民計画によつて、外領に集團的に移住させ政府所有地を無償にて貸與し一定の訓練指導を施してゐる。又エステートでも労働者移民には一定の土地を貸與し村落を形成させてゐる。

然しジャワ原住民の宗教的傳統に従ひ永続的な移動は極めて少いといはれてゐる。

然しかゝる政策にも拘らず原住民経済一般の改善は尙前途遠くたるものがある。

原住民農業が極めて原始的な方法で經營されてゐるに反してヨーロッパ人經營の農業の特質は可なり高度の技術を有し、原住民の労働力を有用して大規模に栽培し、之に加工を施して輸出してゐる。主なる作物を見るに一年生作物として重要なのは、甘蔗と煙草であり、多年生作物中最も重要なものは、ゴムであるが、之はジャワよりもスマトラに多く産する。この外珈琲、茶、煙草、規那、カカオ、ココ、椰子、カボク等もエステート農業として栽培されてゐる。



エステート農業の問題としては外領の開発がある。

ジャワは既に開発されつくし、土地に於ても限定されてゐる。今後の発展地は外領であるがこの際最も問題となるのは労働力の調達を如何にすべきかにある。

今日外領に於ては支那人、ジャワ人とも契約労働者は減少し、自由労働者が増加して来てゐるが、今後この自由労働者を増加せしむること、強制なしに而も生産的に労働させるには如何にせば良いかといふ事が主要問題であると思はれてゐる。



参考文献

矢内原忠雄著

植民及植民政策

フアーニウアル

蘭印経済史

南大平洋研究会譯

大平洋協會調查部長

蘭領印度に於ける開放政策と植民政策

大川周明著

近世歐羅巴植民史

平野義太郎著

太平洋の民族政治學

清野謙次著

関嘉彦著

蘭領印度農業政策史

大塩龜雄著

各國植民史及植民地の研究

シエー、ファン、ヘルデレン

蘭印最近の経済外交政策

原田禎正譯

蘭印經濟部中央統計局編

蘭印統計書



De Kat Angeline; Colonial Policy, 1931, vol. 1.

E. S. de Klerk; History of the Nether Lands East  
1938, vol. 1

J. S. Furnival; Netherlands India, 1939

W. K. G. Grotzer; Grundlagen und Entwicklung der  
Landwirtschaftlicher Erzeugung in  
Niederländische-Indien, 1939

Major William Thorn; Memorial of the Conquest  
of Java, 1815

J. van Gelderim; The Recent Development of  
Economic Foreign Policy in Netherlands East  
Indies, 1939

G. M. Carey; Report on Economic and Commercial  
Conditions in the Netherlands East Indies  
1938



C. G. 74. Rothe: "Commodity Control in the  
Netherlands studies" in "Commodity  
Control in the Pacific Area".  
by W. L. Holland

1935



